

第三者評価の受審実績（過去5年間）		平成 21、22、23、24、25 年度	
取材の対象年度	平成 24 年度	評価手法	標準の第三者評価

## 【取材メモ】



### 取材の視点

- ・第三者評価受審の目的、経緯
- ・事業評価(自己評価)のプロセスで得られた気づき
- ・利用者調査、職員の自己評価及び評価機関による評価の結果から得られた気づき
- ・改善に向けた取り組みとその成果、など

## ■改善の取り組みとその成果②～利用者及び家族に対する働きかけを通じた在宅復帰の促進

当法人では、同じ建物内に特養と老健があることで、両者の目的の違いを明確にしています。特養が“生活の場”であるのに対し、老健は、あくまでも自宅に戻るための“リハビリの場”。「困ったときの入所サービス」と「元気になって在宅復帰できる支援サービス」の両方を提供できることが当法人の強みであるとしています。そうは言っても、要介護度が4、5の利用者が老健でも一定以上の割合を占めている中で、在宅復帰は決して簡単なことではありません。リハビリを通じて利用者本人の状態がよくなったとしても、復帰後の在宅生活を支える家族や自宅の生活環境等の条件がクリアされなければ戻れないという問題もあります。

そこで当事業所では、利用者家族に対する情報提供ときめ細かい相談対応、そして介護技術等に関する専門的なレクチャーに力を入れて取り組んでいます。利用者本人に対する個別の計画に沿ったリハビリに加え、利用者の在宅復帰を身近な問題として家族に意識してもらうための日常的な取り組みを通じて、数年前までは10%台だった在宅復帰率が、現在では30%近くまで上がってきていると言います。

当事業所の啓発活動の対象は利用者の家族だけにとどまらず、そのフィールドを地域に広げています。職員が主体となって、市民に広く参加を呼びかけ、介護の基礎知識、基本的な介助技術の習得を中心とした研修会を継続して開催しています。まさに法人の理念を実践する取り組みであると言えます。